

廃棄物処理施設整備交付金交付要綱

第1 通則

廃棄物処理施設整備交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 定義

1. 廃棄物処理施設整備交付金

大規模災害発生時における災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、平時からの備えとしての地域の廃棄物処理システムを強靱化する観点等から、市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知）第2で定める循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）及び災害廃棄物対策指針（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等を踏まえた災害廃棄物処理計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

なお、廃棄物処理法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に、施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置づけられている場合は、これをもって地域計画に代えることができるものとする。

2. 交付対象事業

地域計画及び災害廃棄物処理計画に掲げられた、別表1の第1項から第10項まで並びに第12項から第14項までに掲げる事業等及び地域計画に掲げられた、別表1の第11項に掲げる事業等をいう（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。）。

3. 交付対象事業者

この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下

「PFI法」という。)第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村をいう。

第3 交付対象

1. この交付金の交付対象は、北海道、沖縄県、離島地域、奄美群島を除く、人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。ただし、豪雪地域、山村地域、半島地域及び過疎地域にある市町村を含む場合及び環境大臣が特に浄化槽整備に限り必要と認めた地域については人口又は面積にかかわらず対象とする。また、別表1の第11項及び第13項の事業については、北海道、沖縄県、離島地域、奄美群島についても対象とする。
2. 前項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 離島地域 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - (2) 奄美群島 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する区域
 - (3) 豪雪地域 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項又は第2項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯
 - (4) 山村地域 山村振興法(昭和40年法律第64号)第2条に規定する山村
 - (5) 半島地域 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - (6) 過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項により公示された過疎地域を有する市町村及び構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等

第4 交付期間

この交付金を交付する期間は、交付金を受けて、地域計画又は一般廃棄物処理計画に基づいて行われる交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内とする。

第5 交付限度額

1. 交付金の額は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{交付限度額} = 1/3 \times A + 1/2 \times B + 1/4 \times C$$

- A : 別表1の第1項、第2項、第3項（高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備を除く。）、第4項（高効率発電に必要な設備を除く。）、第5項から第8項までの事業、第10項、第11項（沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島を除く）及び第13項から第14項までの事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額
- B : 別表1の第3項（高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に限る。）、第4項（高効率発電に必要な設備に限る。）、第9項及び第11項（沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島に限る）の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額
- C : 別表1の第12項の事業として、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額（ただし、令和8年度までの間に限り、Aに掲げる事業として算出することができるものとする。）

2. 長期広域化・集約化計画に沿って令和7年度以降に新たに着工する事業であって、計画処理区域内の対象施設を2施設以上廃止するとともに計画処理区域の構成市町村数が2市町村以上増加する場合又は計画処理区域内の廃止施設数と構成市町村の増加数が合計で4以上となる場合に限り、前項によらず、交付金の額は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{交付限度額} = 2/5 \times D + 3/5 \times E + 1/2 \times F + 1/3 \times G$$

- D : 別表1の第1項、第3項（高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備を除く。）ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額
- E : 別表1の第3項（高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に限る。）の、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額
- F : 別表1の第3項を整備する際の廃焼却施設の解体費用であって、新たな施設が設置される市町村等の廃焼却施設の解体費用
- G : 別表1の第3項を整備する際の廃焼却施設の解体費用であって、計画処理区域内におけるFを除く廃焼却施設の解体費用

3. 前2項について、市町村が、PFI法第8条に基づき選定した民間事業者（以下「PFI事業者」という。）に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担する場合にお

いては、上記A、B、C、D及びEにおける「交付限度額を算出する場合の要件」を「間接交付の場合の事業に要する額」と読み替えるものとする。

第6 交付金の単年度交付額

1. 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times \text{H} - \text{I}$$

H : 交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

I : 前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 交付対象事業の事業費に対する執行业業費の割合

2. 単年度交付額の算定にあたっては、総事業費から寄付金その他収入額を控除して算出する。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。

3. 交付額の年度間調整

この交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

第7 交付の条件

この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

1. 交付対象事業者及び第10の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、地域計画に定められた交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

2. 財産の処分

(1) 交付金の交付の対象となった事業（以下「交付事業」という。）により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他環境大臣が定める財産について財産処分を行おうとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」（平成20年5月15日付け環企発第080515006号大臣官房廃棄

物・リサイクル対策部長)及び平成20年10月17日付け環廃対発第0801017004号大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知の別添「廃棄物処理施設の財産処分マニュアル」に基づき行うものとする。

- (2) 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (3) 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (4) ただし、浄化槽設置整備事業には前3号は適用しない。

第8 地域計画の提出等

1. 交付対象事業を実施しようとする市町村は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、都道府県の確認を受けた上で環境大臣に提出しなければならない。なお、一般廃棄物処理計画をもって代える場合は、これらの事項が一般廃棄物処理計画に記載されていること。

(1) 計画の基本的な事項

- ア 対象地域
- イ 計画期間
- ウ ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況
- エ プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容
- オ 対象地域における一般廃棄物処理有料化の状況
- カ 対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

(2) 循環型社会形成推進のための現状と目標（一般廃棄物の処理）

(3) 目標達成に向けた施策（一般廃棄物の処理）

(4) 循環型社会形成推進のための現状と目標（生活排水の処理）

(5) 目標達成に向けた施策（生活排水の処理）

(6) 関連するその他の施策

(7) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

(8) 計画のフォローアップと事後評価

2. 環境大臣は、市町村から前項の規定に基づく地域計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体に対し通知する。

3. 前2項の規定は、地域計画を変更する場合に準用する。

第9 地域計画の事後評価

1. 市町村は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告をしなければならない。
2. 環境大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

第10 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村に対する第11の事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

第11 監督等

1. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に対し、市町村長はPFI事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
2. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に対し、市町村長はPFI事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第12 その他

環境大臣が必要と認める場合に限り、循環型社会形成推進交付金交付要綱の定めるところにより、廃棄物処理施設整備交付金を受けて事業を実施することができるものとする。

この場合において、循環型社会形成推進交付金交付要綱第2第1項は廃棄物処理施設整備交付金交付要綱第2第1項の定めによるものとし、循環型社会形成推進交付金交付要綱における循環型社会形成推進交付金（「交付金」を含む。）は、廃棄物処理施設整備交付金と読み替えるものとする。

附則

1. 過疎法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）（以下「経過措置団体」という。）については、激変緩和のために令和9年3月31日まで6年間（同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。以下同じ。）については、令和10年3月31日まで7年間）の経過措置として、新要綱第3の交付対象とする。この場合において、新規事業の採択については、旧法の失効する日までに地域計画、一般廃棄物処理計画等に記載されている事業を原則とする。なお、本項により採択された令和8年度分の交付金で令和9年度以降の年度（特別特定市町村については、令和9年度分の交付金で令和10年度以降の年度）に繰り越したものがあある場合には、経過措置団体はなお新要綱第3の交付対象とする。
2. 過疎法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村が前項の規定により事業を実施できる区域は、特定市町村の区域とみなされる区域とする。

附則

1. この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算にかかる交付金事務から適用する。
2. 第8項については、令和6年3月31日までに承認を受けた地域計画の変更に限り、なお従前の例によることができるものとする。

別表 1 (廃棄物処理施設整備交付金の交付対象事業)

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1. マテリアルリサイクル推進施設	施設の新設、増設に要する費用
2. 分散型資源回収拠点施設	同 上
3. エネルギー回収型廃棄物処理施設	同 上
4. 高効率ごみ発電施設 (平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第10項の事業を平成25年度に実施している場合に限る。)	同 上
5. 廃棄物運搬中継施設	同 上
6. 最終処分場(可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。)	同 上
7. 最終処分場再生事業	事業に要する費用
8. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/3)	同 上
9. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/2) (し尿処理施設に限る。)	同 上
10. 廃棄物処理施設基幹的設備改造事業(エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設に限る。)	都道府県が策定する長期広域化・集約化計画に沿った集約化を行う場合に、集約化に向けた既存施設の更新時期の同期化を図る目的で、既存施設における老朽化した機械及び装置等の延命化を行うものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復される改造に係る事業に要する費用
11. 浄化槽設置整備事業(少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業に限る。)	同 上
12. 施設整備等に関する計画支援事業	廃棄物処理施設整備事業等実施のために必要

	な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用
1 3. 災害廃棄物処理計画策定支援事業	災害廃棄物処理計画の策定のために必要な調査等に要する費用
1 4. 廃焼却施設等の解体事業（跡地を災害廃棄物の仮置場候補地とする場合に限る）	事業に要する費用

備考

- 令和10年度以降に新たに着工する別表1の第3項における交付限度額を算出する場合の要件に掲げる費用については、以下の定めるところにより算出するものとする。なお、(2)については沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島を除く。
 (1) 循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）（令和6年3月29日環循適発第24032920号）（以下「施設規模算定通知」という。）に基づく施設規模を用いて算出された費用を上限値とする。なお、施設規模算定通知に基づき算出された施設規模を超える施設を整備する場合においては、次に掲げる式により算出された額とする。

施設規模算定通知に基づき算出された施設規模を超える施設を整備する場合の算定式

交付限度額を算出する場合に掲げる費用＝施設の新設に要する費用×A／B

A：施設規模算定通知に基づく施設規模

B：整備予定の施設規模

- 整備予定の施設規模に応じて、一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）の設定による施設規模の適正化について（通知）（令和6年3月29日環循適発第24032921号）別紙「施設規模ごとの焼却施設における交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）」に定める施設規模ごとの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）を適用するものとする。ただし、施設規模算定通知に基づき算出された施設規模を超える施設を整備する場合においては、(1)で算出された交付限度額を算出する場合に掲げる費用を整備予定の施設規模で除して算出された建設トン単価と施設規模ごとの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）を比較して低い建設トン単価を適用するものとする。

なお、適用する交付対象経費上限値は、着工から竣工までの全期間において着工年度における交付対象経費上限額とする。ただし、スライド条項を適用した場合に限り、スライド条項適用年度から竣工までの期間において、適用する交付対象経費上限額はスライド条項適用年度における交付対象経費上限額とすることができる。

- 令和10年度以前に着工する事業であって、令和7年度から令和9年度の間において、要綱第5の第2項による交付を受ける場合においては、前項の規定によるものとする。